

役員・評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人唐津福祉会の役員及び評議員に対して支給する報酬等について、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程に定める役員とは、理事及び監事をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、報酬として1回当たり5,400円を支給するものとする。ただし監事が監査に出席したときは、報酬として1日当たり10,000円を支給するものとする。

2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合及び評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬として前項と同額を支給するものとする。ただし、年度内一人2回以内とする(監事の監査関係を除く)。

3 前各項の場合、常務理事及び施設の職員を兼務する役員には、支給しない。

4 役員に対して、各年度の報酬総額は600,000円を超えない範囲とする。

5 常務理事の報酬は、月額300,000円とし、給与規程に定める通勤手当及び賞与を支給する。なお、賞与の支給率等は職員の例によることとし、その算定基礎額とする。

(報酬等の支払)

第4条 役員及び評議員の報酬は、その金額を通貨で直接本人に、その都度支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合は、支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 常務理事の報酬等は給与規程に定める支払方法による。

(慶弔金)

第5条 役員及び評議員に慶弔金を支給する。

1 結婚祝金	30,000円相当の金品
2 退任慰労金	
就任1期以上5期未満	20,000円相当の金品
就任5期以上	30,000円相当の金品

3 傷病見舞金

入院1月以上 20,000円相当の金品

4 香華料

本人 50,000円相当の金品

配偶者 30,000円相当の金品

実父母 10,000円相当の金品

配偶者の父母 10,000円相当の金品

子 20,000円相当の金品

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。